

小山工業高等専門学校国際交流推進室運営委員会細則

制 定 平成20年4月1日

最終改正 平成22年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、小山工業高等専門学校国際交流推進室規則(平成20年4月1日制定)(以下「規則」という。)第5条第2項の規定に基づき、国際交流推進室運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について定める。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 国際交流推進室長(以下「室長」という。)
- 二 副校長(教務主事)、副校長(学生主事)及び副校長(寮務主事)
- 三 各課長
- 四 その他校長が必要と認めた者

2 前項第4号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の任命)

第3条 前条第1項第4号の委員は、室長の推薦を受け、校長が任命する。

(委員長及び会議の開催)

第4条 委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 推進室の管理・運営の基本方針に関すること。
- 二 推進室において行う業務の企画立案及び実施計画に関すること。
- 三 推進室に係る規則、規程、細則等に関すること。
- 四 その他室長が必要と認めること。

(委員会の事務)

第6条 委員会に関する事務は、総務課及び学生課が協力して行う。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。